

大田原市告示第93号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

1 収納代行事業者の住所及び法人氏名

- (1) 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社トラストバンク
- (2) 東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社さとふる
- (3) 東京都中央区日本橋二丁目14番1号 フロントプレイス日本橋
ANAあきんど株式会社
- (4) 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
東日本旅客鉄道株式会社
- (5) 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス
楽天グループ株式会社
- (6) 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2階
株式会社アイモバイル

2 収納代行事業者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付されるふるさと納税寄附金

3 収納代行事業者に歳入を納付させる期間

令和6年4月1日から契約終了まで